

# 町税は納期内に納付しましょう

滞納は、納税をしている人との公平性を欠く行為です

町税は、所得や資産の状況に応じて、町民の皆さんに公平に負担していただくものです。納めていただく町税は、町の重要な自主財源として、福祉や教育など各種公共サービスや事業の推進などに活用されています。そのため、町税が十分に確保されない場合、町の財政経営に影響し、行政サービスの実施に支障をきたすこととなります。

町民一人ひとりに行き届いた行政サービスを行うために、納期限までに必ず納付しましょう。



## 町税の収納状況

令和3年度の町税（町民税、固定資産税、軽自動車税など）全体の収納率は91.63%（前年度90.78%）で、収納率は年々上昇しています。しかしながら、渡島管内の他自治体と比較すると低い状況にあり、平均収納率を下回っています。（表参照）

表 町税の過去3ヶ年の収納状況

町名	H30	R元	R2
松前町	88.5%	89.9%	92.0%
福島町	92.0%	92.0%	92.9%
知内町	99.0%	99.2%	99.3%
木古内町	92.3%	93.4%	94.8%
七飯町	97.2%	97.0%	96.6%
鹿部町	<b>90.7%</b>	<b>90.8%</b>	<b>90.8%</b>
森町	89.4%	89.0%	87.3%
八雲町	93.7%	93.4%	94.5%
長万部町	92.7%	93.2%	94.4%
平均	93.7%	93.6%	93.8%

収納率は、「地方財政状況調査」の徴収実績による数値で、令和3年度分については未確定のため表示していません。

## 町税は自主納付が原則です

町税は、納税者の皆さんが納期限までに自主的に納付していただくものです。これを「自主納付制度」といい、納税の原則となっています。

## 滞納を放置すると...

納期内に納付がなく、滞納についての相談等で連絡がない場合は、滞納処分の対象になります。

## 滞納処分の流れ

①納期限の経過  
町税の納期限は、納税通知書などでお知らせします。

## ②督促状の発送

納期限までに町税を完納されなかった方には、納期限後20日以内に督促状を発送し、手数料100円が加算されます。また、納期限までにきちんと納付した方との公平性のために、納期限の翌日から納めた日までの日数に応じて延滞金（遅れたための利息）が加算されます。

## 延滞金の算定

納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までを年2.4%、前記の翌日から納付の日までを年8.7%で計算した合計額となります。（令和4年中の場合）

## ③催告書の発送

地方税法では「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは「滞納者の財産を差し押さえなければならぬ」と定められています。しかし、町では、納税者の「納め忘れ」や、「特別な事情」により納付できない場合を考慮して、督促状の送付後も催告書を送付するなどして、できるだけ早期に納付していただけるよう働きかけています。催告書が届いたら、期日までに納付または相談をお願いします。

## ④財産調査

税金を滞納すると、法律（国税徴収法）に基づき、すべての財産（預貯金、不動産、給与、年金、生命保険、売掛金など）に対する調査権限が発生します。この権限により、調査を受ける勤務先の事業所、金融機関などの関係機関は、調査に協力しなければなりません。